

こども大綱の策定に向けた意見

令和5年10月20日

佐賀県

こども・若者の成長より良い成長につなげていくために、こども子育て支援制度の確実な実施と財源確保を行うとともに、特に課題となっている事項について一層の取り組みを行う必要がある。

○共働き・共育での推進、長時間労働の是正

(11 ページ 32～37 行目、30 ページ 3～4 行目)

- ・女性と男性がともに仕事と子育てを両立できる環境整備を進めるためには、重点事項(30 ページ)に記載がある「長時間労働の是正」や「働き方改革」を進めることが最も重要である。重点事項のみならず、基本的な方針にも盛り込んでいただきたい。

○小児慢性特定疾病患者の成人後の支援

(16 ページ 18～20 行目)

- ・現在、788 の疾病が小児慢性特定疾病として医療費助成の対象となっているが、治療等が継続するにも関わらず、指定難病への移行が難しいため、20 歳以降、治療費の負担が大幅に増加する方がいる。医療費についても、切れ目のない医療費支援を検討いただきたい。

○児童養護施設等職員の処遇改善

(19 ページ 21～30 行目)

- ・児童養護施設等の職員の給与は、他の産業の労働者と比較して低い水準となっている。家庭養育が優先されても、社会的養護が必要な一定のこどもにとって児童養護施設等は引き続き必要な施設である。職員の処遇を改善することで、必要な人材の確保・定着につながり、養育環境の更なる向上を図るため、職員の処遇改善のための財政措置についても盛り込んでいただきたい。

○犯罪被害からこどもを守る日本版 DBS の対象職種の見直し及び早期実現

(21 ページ 4～5 行目)

- ・児童福祉法の改正により、保育士については、欠格事由の期間伸長や、児童生徒への性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者の再登録やデータベースの整備等について規定されたが、保育士以外の保育所等において児童と接する

業務に従事する者については、保育士に準じた取扱いをすることとなっている。

- ・また、社会的養護において児童を性犯罪から守るため、児童福祉施設職員の採用や里親認定の際にも性犯罪歴の確認が可能となることは非常に有用性が高いと考えられ、日本版DBSは、この分野を含める形での導入が望まれる。
- ・日本版DBSの実施にあたっては、以上を踏まえ、対象とする職種を明確にするとともに、大綱においては、「早期の実現」など実施時期を明確にすべきと考える。

○保育の人材確保、障害児支援・医療的ケア児支援

(17 ページ 30～35 行目、23 ページ 12～16 行目 21～23 行目)

- ・保育の現場を支える人材を確保するためには処遇改善が最も重要な施策であり、異次元の処遇改善を進めるよう、目指す水準を明確に記載いただきたい。
- ・また、通常の職員配置基準に加え、安全・安心な環境の中で、特別な配慮を必要とするこどもや医療的ケア児を受け入れることができるよう、保育現場の負担軽減のため、職員配置の充実について盛り込んでいただきたい。

○こどもの居場所への理解の推進

(25 ページ 2～3 行目)

- ・こどもの居場所に対する学校の理解がなく、先生の言葉にこどもが傷ついた事例があった。
- ・こどもの居場所については、今後指針が策定される予定であり、目や耳にする機会も増えてきたが、その定義は未だ曖昧で、馴染みのない人がいるのも事実である。そして、こどもたちの理解者であるべき学校の中にも誤った理解をしている先生がいるのは残念なことである。
- ・こどもの居場所を社会全体で支えていくためにも、こどもの居場所に関わる人だけでなく、社会全体での理解が醸成されるような取り組みの推進について言及いただきたい。

○医療費の負担軽減、全国一律の医療費助成制度の構築

(29 ページ 18 行目)

医療費の負担軽減については、国保ペナルティの廃止だけでなく、全国どこに住んでいても同じサービスが受けられる、全国一律の新たな医療費助成制度の構築を希望する。

○こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

(30 ページ 19～21 行目)

・児童扶養手当の所得制限や多子加算額の遡減など、収入が増えることが手当の減につながることは、就労に対するモチベーションの減につながりかねないため、がんばれば総収入が増えるといった、ひとりで何役もこなしながら働いている親のがんばりが報われるような形での経済的支援の在り方を考えていただきたい。